神奈川施保連ニュース VOL.４９

発行人　神奈川県知的障害者施設保護者会連合会会長 岩本邦雄
編　集　神奈川県知的障害者施設保護者会連合会広報部会
発行所　〒235-0021 横浜市磯子区岡村3-15-14 岩本邦雄方
神奈川県知的障害者施設保護者会連合会事務局　TEL&FAX 045-751-1010

やまゆり研修会報告

障害者の意思決定支援とは」

～日常的なやりとりから考えよう～

講師　元立教大学コミュニティ福祉学部教授　赤塚　光子氏

平成二十六年一月二十七日(月)十時から、神奈川県社会福祉会館において、かながわサポート協会主催による研修会が開催された。障害者の家族、施設の職員等、多数の参加者が、熱心にメモを取っていた。質疑応答の後、十二時過ぎに盛会裏に終了した。

講演の概要

意思決定支援は決して難しいことではないが、難しいことになっているのが現状である。それではどうすれば良いのか。

◆障害者総合支援法には

指定障害者福祉サービス事業者等の責務について、第42条、51条に「障害者等の意思決定支援に配慮するとともに(中略・・・)常に障害者の立場に立って効果的に行うように務めなければならない」と規定されているが、実情は、本人の希望を受け止め実現するまでには至っていない。利用者はまだまだ不利益を被っている。

障害者の個別支援計画を立てるに際に、支援専門員は利用者本人の希望を受け止めて、アセスメントを行いサービス利用計画を策定することになっているがまだまだ本人の意思を反映させることが不十分なのが現状である。

◆スエーデンにおける支援

スエーデンでは街中での暮らしが難しい人であっても、個別のケアにより落ち着きのある生活ができている。

支援のための個別計画の記載内容は日本と違い、支援を受ける彼らが満足するであろう生活が目標となっている。

その目標記載例は

○○さんがより満足出来る生活のため

一、○○さんが得意なこと

例　自転車、散歩、乗馬、等

二、○○さんが楽しんでいること

例　レストラン、喫茶店、音楽イベント等

三、○○さんがより満足し、安心した生活を送るために

決まった担当者の存在やスタッフが変わっても毎日の日課が同じように進み、同じような関わりが提供されることなどが記載されている。

以上の三つの観点から本人の生活や支援内容が整理されている。このようにどこで、どのような生活がしたいかはっきりさせ、それを実現させるために必要な支援や提供の仕方などが個別計画に記入されており、権利擁護者であるゴードマン(日本の成年後見人に相当)がこの計画の内容と実施を承認し、確認している。

◆障害のある人たちが求めている支援は？　かかわりは？

自分の生活を自分で作っていく支援をすれば、親から離れ自分で生活を作っていける。全介助であってもいろんなことにチャレンジして、どうすれば生活を成り立たせることができるのか、問題を意識して解決していく力を付けることが大切。

障害のあることで生育過程において、このような力を高める機会を失いがちであることが良く見受けられる。障害の程度が重度であるほど、教師や家族など周囲の人たちが、本人以上に将来の生活を心配してしまう傾向があり、これが時には周囲に依存的な生活、主体性のない生き方に繋がってしまう。

自分の意思をはっきり示すことができたり、周囲の状況に納得できないことがあっても、いつも自分がベターであると考える選択をしていくことができたり、どのようにしたら生活しやすくなるか考えて行くことができる生活が、主体的に生きる力を生み出していく。

◆意思決定支援の重要性

知的障害者支援は身体障害者支援から遅れて整備された。

当初は「社会への再適応」のため収容による支援が開始され「指導・訓練」の重視だった。

初めは「軽度」の人たちへの施策が先行し、続いて「重度」の人たちが対象となり、入所型施設に通所型施設が加わるようになった。

その後、ノーマライゼーションや自立生活の理念が導入され、在宅支援、「本人主体」の生活支援の重要性などが認識され、支援のあり方、支援の仕組みが変わってきたが、まだ指導・訓練の考え方から抜け出せないでいる状況である。

この関わり方からの転換には時間が必要であるし、意思決定支援が重要視されるところである。

◆意思決定支援と周囲の人たちの意識や考え方・態度

①本人と家族

「二十才になれば大人」というが、家族はどう見ているのか、不適切な関係にあったとしても、それは家族がそのようにさせられてきた結果であることが多く見受けられる。

②自立観の整理

「この人は自立は無理だ」という不用意な言葉の意味するものは何か。自分の生活は自分が決めるのが鉄則である。

③障害観の整理

「障害」は環境によっていかようにも変わる。「機能的・器質的な障害」が問題なのではなく、それに対してどのような支援や配慮があるかを問うべきだ。

④障害のある人たちの生活スタイル

画一的な生活を余儀なくされてきた障害のある人は、個別の丁寧な支援があれば画一的な生活を望まない。

画一的な生活は社会によって作られてきた側面を持つ。

⑤支援者の態度や力量

「本人主体の支援」の重要性を否定する専門職はいないだろうが、実際の支援は「本人主体の支援」なのか。どのように支援することが本人主体の支援なのかが問われ続けている。

⑥実効性のある施策の整備・福祉サービスの提供

施策は、これを活用することによって、障害のある人たちと無い人たちが共に暮らす社会の実現を可能にするものであることが重要である。

⑦障害のある人たちへの社会の態度

障害のある人たちを「分け隔てることのない社会」の実現は、まだ大きな目標に過ぎず、まだまだ課題が大きい。

◆日常的な生活や周囲の人たちとの関係において不可欠な意思決定の支援

①自尊感情

自分はかけがえのない存在であるという意識は、愛情を持って育てられてこそ生まれる。

②自己決定

自分でどうしたいかという気持ちを大事にした関わりから自分で決める力が養われる。

③自己認識

出来ないことを上手に頼む力(技術)を含み、経験から育つもの

④コミュニケーション

伝えたり、相手の伝えたいことを受け止めていこうとする力は、これを大事にする関係の中で育つものである。

⑤社会資源

障害者のために用意されているサービスと捉えられている事が多い。

⑥社会の承認

社会の中での役割が何であっても認めてあげる社会でありたい。

◆意思決定支援を担う人たち（家族・専門職等）

誰でも担うことは可能だが、誰でも出来ることでもない。

○支援を必要としているかどうか気づきが必要。

○本人の権利を守ることが必要。

◆イギリスの２００５年意思能力法について

この法律は５つの諸原則から成り立っており、①能力を欠く人を保護し、②彼らの影響を及ぼす意思決定に限りなく参加できるように手助けする、という二つの目的を持っている。

５つの原則は、「誰もが意思決定する権利がある」「能力がないと決定するにはそれを証明しなければならないし、あらゆる実行可能な方法が効を奏さなかったのでなければ、意思決定ができないとみなされてはならない」等と規定している。

◆批准された権利条約について

日本国が批准した障害者権利条約のなかで、成年後見人が**代行**することに関して、どのように解釈するかまだはっきりしていない。

代行については、それを認めないと考える人もいて、成年後見制度そのものも今後残された課題である。

◆まとめ

誰にでも意思があることが大前提であり、意思決定支援はその状況に応じて個別になされるべきである。

本人の意思や気持ちを大事にした生活づくりや、生活そのものへの支援を確かにしていくことが必要である。

以上

研修会に参加して

津久井やまゆり園みどり会　杉山　昌明

何度も、やまゆり研修会に出席していますが、今回の研修会では今までにない衝撃を受けました。

私は次男を児童相談所を通して、三十年程前に施設入所させました。その際に本人の意思を確認することなど考えもしませんでした。

入所することによって家では出来なかった、外出、歯磨き、強い偏食、こだわりなどが改善されて、本人の生活がより充実し、豊になると信じて決断しましたが、その時点で本人は恐らく入所を希望していなかったと思います。

今日の講演を聴き、本人の意思に反していたのではないかと反省した次第です。

今では本人がケアホームでの生活を心から楽しんでおりますので、今後ともこの生活を続けさせたいと願っています。